

第6章 方法書についての意見の概要及び

それに対する都市計画決定権者の見解

第7章 方法書についての愛知県知事の意見及び

それに対する都市計画決定権者の見解

第6章 方法書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に関し、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第7条の規定に基づき、環境影響評価方法書を平成14年11月12日から平成14年12月11日まで名古屋市住宅都市局都市計画課、名古屋市環境局環境影響評価室、港区役所南陽支所及び16区役所で縦覧に供し、24名が縦覧した。

また、平成14年11月12日から平成14年12月25日まで環境の保全の見地からの意見を求めたところ、同法第8条第1項に基づく意見書の提出はなかった。

第7章 方法書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第10条に基づく、環境影響評価方法書についての愛知県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下に示すとおりである。

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
共通事項	(1) 当該事業については、具体的な事業内容を踏まえ、より確実性の高い環境影響評価を実施し、その結果を事業計画、環境保全措置の検討、施工時の環境への配慮等に反映する必要がある。このため、事業計画、工事計画等をより具体化し、その計画に即した環境影響評価の結果を準備書に記載すること。	環境影響評価準備書においては、事業計画、工事計画等を可能な限り具体化し、その計画に基づき予測・評価を実施し、それらの結果について準備書に記載しました。
	(2) 事業計画、工事計画等の検討に当たっては、環境保全対策に関する最新の情報を考慮して、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境負荷の低減について検討すること。	事業計画、工事計画等の検討に当たっては、最新の情報の収集に努めるとともに、最善の利用可能な技術を導入するなど、実行可能な範囲で環境負荷の低減に努めてまいります。
	(3) この地域は、海拔ゼロメートル地帯であり、緩い砂層と軟弱粘土層で構成されているので、これらに配慮した事業計画を作成すること。	この地域は海拔ゼロメートル地帯であるので、雨水流出量を抑制するため、適宜調整池を設けたり、造成地盤高や軟弱地盤対策についても配慮しました。
大気質、騒音、振動	(1) 事業実施区域及び周辺地域には、学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地し、住宅地にも隣接していることから、工事計画の検討に当たっては、積極的に低公害型の建設機械を使用するとともに、建設機械の配置等に配慮し、できる限り環境負荷の低減を図ること。	工事計画の検討にあたっては、低公害型の建設機械を可能な限り採用する計画としました。 また、学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地している区域に隣接している場所については、建設機械の配置等についても配慮しました。 (第9章 第1節 1大気質、2騒音、3振動 参照)
	(2) 事業実施区域が広大であり、工事期間が長期間にわたることから、年度ごとの具体的な施工区域及び施工内容を明確にするとともに、必要に応じて大気質、騒音及び振動に係る調査地点を追加し、適切な予測、評価を行うこと。また、予測時期についても工事全体の工事量を考慮するだけでなく、周辺環境に最も影響が考えられる時期を適切に設定すること。	事業実施区域が広大であり、工事期間が長期間にわたることから、年度ごとの具体的な施工区域及び施工内容を検討するとともに、必要に応じて調査地点を追加し、適切な予測、評価を行いました。 予測時期についても工事計画を基に建設機械による影響が最大となる時期を想定しました。また、学校、病院等の特に環境保全に配慮が必要な施設が立地している区域に隣接して施工する時期についても対象として予測、評価しました。 (第9章 第1節 1大気質、2騒音、3振動 参照)
	(3) 事業実施区域の北側には中高層住宅があることから、騒音の高さ方向にも十分配慮しながら、予測、評価を行うこと。	周辺に存在する中高層住宅については、騒音の高さ方向の予測、評価を行いました。 (第9章 第1節 2騒音 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音、振動	(4) 工事用道路として使用することとしている既存道路及び新設道路（戸田荒子線の庄内川以東）の沿道には、住宅、学校、病院等が存在していることから、工事用車両の運行計画の検討に当たっては、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、適切な地点で大気質、騒音及び振動の環境影響評価を行うこと。	工事用車両の運行に当たっては、運行ルート分散化、車両台数の平準化に努めた工事計画としました。 また、工事用車両の運行に伴う環境影響評価の実施に当たっては、住宅、学校、病院等に近接している地点も対象としました。 (第9章 第1節 1 大気質、2 騒音、3 振動 参照)
水質	工事に伴う濁水の影響の予測、評価に当たっては、現地の土砂の沈降特性を把握して行うこと。また、沈砂池の設置に当たっては、沈降特性を踏まえ、必要な容量を確保し、濁水の流出防止を図ること。	雨水排水による濁水の予測、評価に当たっては、土砂の沈降特性を把握するとともに、十分な容量の仮設沈砂池を確保し、濁水の流出防止に努めます。 (第9章 第1節 5 水質 参照)
地盤	(1) 土地造成工事により懸念される地盤沈下の予測、評価に当たっては、予測時期を造成工事終了直後としているが、造成による地盤沈下は、時間経過とともに進行することを考慮して行うこと。	土地造成工事により懸念される地盤沈下の予測、評価に当たっては、造成工事終了直後からの時間経過も考慮した予測を実施しました。 (第9章 第1節 6 地盤 参照)
	(2) 事業実施区域及びその周辺のボーリング調査結果や土質試験結果の資料の収集に更に一層努めるなどし、地質断面図を作成するとともに種々の断面で地盤沈下の予測、評価を行うこと。	事業実施区域及びその周辺のボーリング調査結果や土質試験結果の資料の収集に努め、南北方向の3断面について地質断面図を作成するとともに、地盤沈下量の予測、評価を実施しました。 (第5章 第1節 3 土壌及び地盤の状況、第9章 第1節 6 地盤 参照)
動物、植物、生態系	(1) 事業実施区域及び周辺地域には、水田雑草群落を中心とした自然環境が残されており、また既往調査ではダルマガエル、メダカ、マメダオシ等の貴重な動植物も確認されている。このような地域特性を踏まえ、事業計画、工事計画等の具体化に当たっては、これらの動植物の生息、生育環境を把握した上で、自然環境に十分配慮すること。	事業計画、工事計画等の策定に当たっては、重要な動植物の生息、生育環境を十分把握したうえで、自然環境に十分配慮した公園計画等を検討することとしました。 (第9章 第1節 7 動物、8 植物 参照)
	(2) 動物、植物及び生態系の調査範囲を事業実施区域及びその周辺約200mまでの範囲としているが、水田生態系を構成する両生類などの生息状況を十分把握できるよう、必要に応じ調査範囲及び調査時間を拡大すること。	両生類など行動圏の広い動物の調査においては、事業実施区域及びその周辺200mの調査範囲を、必要に応じ拡大して調査を実施しました。また、昆虫類などの動物については夜間の調査も実施しました。 (第9章 第1節 7 動物、8 植物、9 生態系 参照)
	(3) 植物の種の同定については、目視による出現種の確認とともに、標本の保存などを行い、種名が再確認できるようにすること。なお、マメダオシについては、愛知県レッドデータブックで絶滅種とされていることから、種の確認を十分に行うこと。	現地調査における種の同定については、可能な限り写真撮影や標本の保存を行い、種名が再確認できるように努めました。また、種の確認については専門家の意見を参考にしながら確認しました。 (第9章 第1節 8 植物 参照)

事項	愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
動物、植物、生態系	(4) 工事の実施に伴う雨水排水による影響については、雨水排水の放流先における植物への影響も懸念されるため、植物についても予測、評価を行うこと。	工事の実施に伴う雨水排水の放流先における水生植物についても予測、評価を実施しました。 (第9章 第1節 8植物 参照)
	(5) 重要な生物種の選定に当たっては、最新の知見に基づき行うこと。	重要な生物種の選定に当たっては、文化財保護法に基づく天然記念物等に限定せず、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち」及び「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや2004」も採用して選定を実施しました。 (第5章 第1節 5動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況、第9章 第1節 7動物、8植物 参照)
景観	事業実施区域及び周辺地域は水田群と住宅地域が混在した土地利用状況となっている。景観の予測、評価に当たっては、こうした土地利用状況を的確に把握できる予測地点を設定し、環境影響評価を行うこと。	景観の予測、評価に当たっては、現在と将来の土地利用状況を的確に把握できる予測地点を設定し、環境影響評価を行いました。 (第9章 第1節 10景観 参照)
人と自然との活動の場	事業実施区域及び周辺地域には、水田、水路、社寺等が存在することから、人と自然との触れ合い活動の場の実態を明らかにし、環境影響評価を行うこと。	事業実施区域内及びその周辺の水田、水路、社寺等における人と自然との触れ合い活動については実態調査を実施し、環境影響評価を行いました。 (第9章 第1節 11人と自然との触れ合いの活動の場 参照)
その他	(1) 事業計画、工事計画等の検討の際に、盛土材については、公共残土の積極的な活用に努めるなど環境保全に十分配慮すること。	盛土材については、公共残土を積極的に活用するなど環境保全に十分配慮した計画としました。 (第9章 第1節 12廃棄物等 参照)
	(2) 準備書の作成に当たっては、住民などの意見について十分検討を行うこと。	住民などの意見について十分検討を行い、準備書を作成しました。
	(3) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、住民にわかりやすい内容となるような方策を検討し実施すること。	準備書の作成にあたっては、可能な限り住民にわかりやすい内容となるように努めています。 また、住民にわかりやすいように可能な限り平易な表現に努めるとともに、準備書の内容を簡潔にまとめた要約書を作成します。

第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価 の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第8章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

1 環境影響評価の項目並びにその選定の理由

環境影響評価の項目は、「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日建設省令第13号）」（以下、省令という。）別表第1に掲げる標準項目に対して、項目の削除又は追加を行うことにより選定した。

環境影響評価の項目及びその選定の理由は、表8.1-1～2に示すとおりである。

なお、方法書についての愛知県知事の意見に基づき、環境要素として「人と自然との触れ合いの活動の場」、事業実施区域内に斎場施設の建設が予定されていることから、影響要因として斎場施設の「施設の稼働」及び斎場施設の供用に伴う「交通の集中」の項目を新たに環境影響評価項目として選定した。

表 8.1- 1 環境影響評価の項目

影響要因の区分 環境要素の区分				工 事 の 実 施				土地又は工作物の存在及び供用		
				雨水の排水	造成工事	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在(施設の稼働)	交通の集中
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素			◎	◎		●	●
			浮遊粒子状物質			◎	◎		●	●
			ダイオキシン類						●	
			粉じん等		◎	○	○			
		騒音	騒音			○	○		●	●
		振動	振動			○	○		●	●
		悪臭	悪臭						●	
	水環境	水質	水の濁り	○						
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×		
		地盤	地盤沈下					◎		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	◎					○		
	植物	重要な種及び群落	●					○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	▲					○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●	●	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○						

注：○は標準項目のうち環境影響評価を実施する項目。
 ×は標準項目のうち環境影響評価を実施しない項目。
 ◎は標準項目に追加して環境影響評価を実施する項目。
 ●は方法書に追加して環境影響評価を実施する項目。
 ▲は方法書から変更して環境影響評価を実施しない項目。

なお、斎場施設の建設は土地区画整理事業に伴う工事と同じ時期であるため、工事の実施に伴う環境への負荷は、土地区画整理事業に伴う工事と斎場施設の建設工事を合わせて考慮する。

備考

表 8.1- 1～2 において

- 1 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 4 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 5 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 6 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 8.1- 2 環境影響評価の項目の選定の理由

環境要素の区分			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 (標準項目を削除した理由を含む)
大気環境	大気質	二酸化窒素	【追加した理由】 事業実施区域の位置する名古屋市は、自動車 NOx・PM 法に基づく窒素酸化物対策地域とされている。また、事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両(以下、「工事用車両」という。)の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、二酸化窒素に係る環境影響が考えられる。
		浮遊粒子状物質	【追加した理由】 事業実施区域の位置する名古屋市は、自動車 NOx・PM 法に基づく粒子状物質対策地域とされている。また、事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、浮遊粒子状物質に係る環境影響が考えられる。
		粉じん等	【選定、追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行により、粉じん等に係る環境影響が考えられる。 また、造成工事に伴い裸地が出現することから粉じん等に係る環境影響が考えられる。
		ダイオキシン類	【追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、斎場施設の稼働に伴いダイオキシン類に係る環境影響が考えられる。
	騒音	騒音	【選定、追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、騒音に係る環境影響が考えられる。
	振動	振動	【選定、追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働、工事用車両の運行、斎場施設の稼働、供用時の交通の集中により、振動に係る環境影響が考えられる。
	悪臭	悪臭	【追加した理由】 事業実施区域周辺に住居等が存在し、斎場施設の稼働に伴い悪臭に係る環境影響が考えられる。
	水環境	水質	水の濁り
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	【削除した理由】 事業実施区域周辺に、重要な地形及び地質が存在しない。
	地盤	地盤沈下	【追加した理由】 事業実施区域周辺は軟弱地盤であり、土地の改変(盛土)により、地盤沈下に係る環境影響が考えられる。

環境要素の区分		事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由 (標準項目を削除した理由を含む)
動物	重要な種及び注目すべき生息地	【選定、追加した理由】 雨水の排水、敷地の存在(土地の改変)により、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が考えられる。
植物	重要な種及び群落	【選定、追加した理由】 雨水の排水、敷地の存在(土地の改変)により、重要な種及び群落に係る環境影響が考えられる。
生態系	地域を特徴づける生態系	【選定した理由】 敷地の存在(土地の改変)により、地域を特徴づける生態系に係る環境影響が考えられる。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	【選定した理由】 事業実施区域周辺には広い範囲で田園風景がみられ、眺望景観が存在することから、敷地の存在(土地の改変)、構造物の存在による眺望景観への環境影響が考えられる。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	【選定した理由】 事業実施区域及びその周辺には水田、水路、史跡散策路が存在することから、敷地の存在(土地の改変)、構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動への環境影響が考えられる。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	【選定した理由】 造成工事により、建設副産物が発生することが考えられる。

2 調査、予測及び評価手法並びにその選定の理由

環境影響評価の各項目について、調査、予測及び評価の手法並びにその選定の理由は次頁以降に示すとおりである。

なお、調査及び予測の手法（標準項目に係るものに限る。）は省令別表第2に掲げる標準手法を基準として選定し、また評価の手法については次の観点から選定した。

- ① 調査及び予測の結果等を踏まえ、事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- ② 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標（以下「基準等」という。）が示されている場合には、調査及び予測の結果と基準等との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
		建設機械の稼働		
	環境要素の区分	大気環境	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> ア 大気質濃度の状況 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 イ 気象の状況（風向・風速） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集、整理・解析を行った。 3 調査地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域を代表する箇所として、事業実施区域の北西の直近に位置する大気汚染常時監視測定局である南陽支所とした。 5 調査期間等 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 気象については異常年による補正の必要性を検討するため過去 11 年間の資料を収集した。 			
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 学校、病院、住居等に近接する工事区域境界とした。 4 予測対象時期等 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大と想定される時期（年、時間）とした。 			
評価の手法	<p>建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、環境基本法に基づく環境基準、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の手法 事業実施区域の北西の直近に、名古屋市によって管理されている大気汚染常時監視測定局である南陽支所が位置しており、当該測定局で二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び風向・風速を測定していることから、現地調査は実施せず、南陽支所における情報の収集、整理・解析による調査とした。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、理論に基づく計算による手法とした。 3 評価の手法 二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。 			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
		建設機械の稼働		
	環境要素の区分	大気環境	大気質	粉じん等
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 気象の状況（風向・風速） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集、整理・解析を行った。 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域を代表する箇所として、大気汚染常時監視測定局の南陽支所とした。 5 調査期間等 気象については異常年による補正の必要性を検討するため過去 11 年間の資料を収集した。 			
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 プルーム式を基本とし、粉じん等の降下量（以下「降下ばいじん量」という。）が風下距離のべき乗に比例する特性からの経験式による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 学校、病院、住居等に近接する工事区域境界とした。 4 予測対象時期等 建設機械の稼働による降下ばいじん量に係る環境影響が最大と想定される時期とした。 			
評価の手法	建設機械の稼働による降下ばいじん量に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。			
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査手法 大気汚染常時監視測定局の南陽支所では風向・風速を測定していることから現地調査は実施せず、南陽支所の情報の収集、整理・解析による調査とした。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、プルーム式を基本とした計算による予測とした。 3 評価の手法 降下ばいじん量に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。 			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	環境要素の区分	大気環境	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 大気質濃度の状況 道路沿道における二酸化窒素、浮遊粒子状物質</p> <p>イ 気象の状況（風向・風速）</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）による方法とした。</p> <p>3 調査地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>ア 大気質濃度の状況 工事用車両の運行が想定される道路に最も近接した学校、病院、住居等の近傍の5地点とした。</p> <p>イ 気象の状況（風向・風速） 調査地域を代表する箇所として、大気汚染常時監視測定局の南陽支所とした。</p> <p>5 調査期間等 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の調査時期は、春季、夏季、秋季、冬季の4季とし、調査期間はそれぞれ1週間とした。 気象については異常年による補正の必要性を検討するため過去11年間の資料を収集した。</p>			
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による方法とした。</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>3 予測地点 工事用車両の運行が想定される道路に面する学校、病院、住居等に近接する道路敷地境界とした。</p> <p>4 予測対象時期等 各予測地点について運行する工事用車両台数が最大となる時期とした。</p>			
評価の手法	<p>工事用車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、環境基本法に基づく環境基準、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			

(続き)

手法の選定理由	<p>1 調査の手法 大気質濃度の状況については、既存資料から沿道における現況の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度に関する情報が入手できないため、現地調査を実施して地域特性を把握した。 気象の状況については、大気汚染常時監視測定局の南陽支所で風向・風速を測定していることから、現地調査は実施せず、南陽支所の情報の収集、整理・解析により調査した。</p> <p>2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、理論に基づく計算による手法とした。</p> <p>3 評価の手法 二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。</p>
---------	---

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
	環境要素の区分	大気環境	大気質	粉じん等
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 気象の状況（風向・風速） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集、整理・解析を行った。 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域を代表する箇所として、大気汚染常時監視測定局の南陽支所とした。 5 調査期間等 気象については異常年による補正の必要性を検討するため過去 11 年間の資料を収集した。 			
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 プルーム式を基本とし、粉じん等の降下量（降下ばいじん量）が風下距離のべき乗に比例する特性からの経験式による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 工事用車両の運行が想定される道路に面する学校、病院、住居等に近接する道路敷地境界とした。 4 予測対象時期等 各予測地点について運行する工事用車両台数が最大となる時期とした。 			
評価の手法	<p>工事用車両の運行による降下ばいじん量に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査手法 大気汚染常時監視測定局の南陽支所では風向・風速を測定していることから現地調査は実施せず、南陽支所の情報の収集、整理・解析による調査とする。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、プルーム式を基本とした計算による予測とした。 3 評価の手法 降下ばいじん量に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。 			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
		造成工事		
	環境要素の区分	大気環境	大気質	粉じん等
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 気象の状況（風向・風速） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集、整理・解析を行った。 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域を代表する箇所として、大気汚染常時監視測定局の南陽支所とした。 5 調査期間等 気象については異常年による補正の必要性を検討するため過去 11 年間の資料を収集した。 			
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 粉じん等の調査事例の引用又は解析による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 事業実施区域周辺とした。 4 予測対象時期等 裸地面積が最大と想定される時期とした。 			
評価の手法	造成工事による粉じん等に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。			
手法の選定 理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査手法 大気汚染常時監視測定局の南陽支所では風向・風速を測定していることから現地調査は実施せず、南陽支所の情報の収集、整理・解析により調査した。 2 予測の手法 粉じん等の予測については、定量的な予測手法が確立されていないため、定性的な予測とした。 3 評価の手法 粉じん等に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。 			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 ----- 構造物の存在（施設の稼働）		
	環境要素の区分	大気環境	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、 ダイオキシン類
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 大気質濃度の状況 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類</p> <p>イ 気象の状況（風向・風速）</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集、整理・解析及び現地調査（ダイオキシン類）による方法とした。</p> <p>3 調査地域 大気質の拡散の特性を踏まえて、大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>4 調査地点 調査地域を代表する箇所として、事業実施区域の北西の直近に位置する大気汚染常時監視測定局である南陽支所と事業実施区域内にある南陽小学校とした。</p> <p>5 調査期間等 調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 気象については異常年による補正の必要性を検討するため過去 11 年間の資料を収集した。</p>			
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による方法とした。</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>3 予測地点 事業実施区域周辺における最大着地濃度の出現地点とした。</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類に係る環境影響が最大と想定される時期とした。</p>			
評価の手法	<p>施設の稼働による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、環境基本法等に基づく環境基準、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			
手法の選定理由	<p>1 調査の手法 事業実施区域の北西の直近に、名古屋市によって管理されている大気汚染常時監視測定局である南陽支所が位置しており、当該測定局で二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び風向・風速を測定していることから、現地調査は実施せず、南陽支所における情報の収集、整理・解析により調査した。また、ダイオキシン類については南陽支所で測定していないことから、南陽小学校において現地調査を実施した。</p> <p>2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、理論に基づく計算による手法とした。</p> <p>3 評価の手法 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。</p>			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 ----- 交通の集中		
	環境要素の区分	大気環境	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 大気質濃度の状況 道路沿道における二酸化窒素、浮遊粒子状物質</p> <p>イ 気象の状況（風向・風速）</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）による方法とした。</p> <p>3 調査地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>ア 大気質濃度の状況 供用時に車両の走行が想定される道路に最も近接した学校、病院、住居等の近傍の5地点とした。</p> <p>イ 気象の状況（風向・風速） 調査地域を代表する箇所として、大気汚染常時監視測定局の南陽支所とした。</p> <p>5 調査期間等 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の調査時期は、春季、夏季、秋季、冬季の4季とし、調査期間はそれぞれ1週間とした。 気象については異常年による補正の必要性を検討するため過去11年間の資料を収集した。</p>			
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による方法とした。</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>3 予測地点 供用時に施設関連車両の運行が想定される道路に面する学校、病院、住居等に近接する道路敷地境界とした。</p> <p>4 予測対象時期等 各予測地点について、供用時に運行する施設関連車両台数が最大となる時期とした。</p>			
評価の手法	<p>供用時における施設関連車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、環境基本法に基づく環境基準、名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			

(続き)

手法の選定理由	<p>1 調査の手法 大気質濃度の状況については、既存資料から沿道における現況の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度に関する情報が入手できないため、現地調査を実施して地域特性を把握した。 気象の状況については、大気汚染常時監視測定局の南陽支所で風向・風速を測定していることから、現地調査は実施せず、南陽支所の情報の収集、整理・解析により調査した。</p> <p>2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、理論に基づく計算による手法とした。</p> <p>3 評価の手法 二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。</p>
---------	---

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
	環境要素の区分	建設機械の稼働	騒音	騒音
調査の手法	1 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査による方法とした。 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域のうち騒音に係る環境影響を把握でき、かつ学校、病院、住居等が存在する2地点とした。 5 調査期間等 ア 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。 イ 地表面の状況 地表面の状況を把握できる期間及び時期とした。			
予測の手法	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会のASJ CN-Model 2002）による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 学校、病院、住居等に近接する工事区域境界とした。 4 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大と想定される時期とした。			
評価の手法	建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。 また、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）及び「名古屋市環境保全条例施行細則 別表第14」（平成15年名古屋市規則第117号）に定める基準と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。			
手法の選定理由	1 調査の方法 騒音の状況については、既存資料から現況騒音レベルの情報が入手できないため、現地調査を実施した。 また、地表の状況は、現地調査により把握した。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、音の伝搬理論式に基づく計算により予測した。 3 評価の手法 建設機械の稼働による騒音に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施
	環境要素の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
		大気環境 騒音 騒音
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（道路交通騒音、交通量）による方法とした。</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>工事用車両の運行が想定される道路に最も近接した学校、病院、住居等の近傍の5地点とした。</p> <p>イ 沿道の状況</p> <p>工事用車両の運行が想定される道路の代表的区間とした。</p> <p>5 調査期間等</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>騒音が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。</p> <p>イ 沿道の状況</p> <p>沿道の状況を把握できる期間及び時期とした。</p>	
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の ASJ RTN-Model 2003）による方法とした。</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち工事用車両の運行が想定される道路において学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>3 予測地点</p> <p>工事用車両の運行が想定される道路に面する学校、病院、住居等に近接する道路敷地境界とした。</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>各予測地点について運行する工事用車両台数が最大となる時期とした。</p>	
評価の手法	<p>工事用車両の運行による騒音に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>	
手法の選定理由	<p>1 調査の方法</p> <p>騒音の状況については、既存資料から現況騒音レベル及び交通量等の情報が入手できないため、現地調査を実施した。</p> <p>沿道の状況については、既存資料及び現地調査により沿道の情報（地表面種別、道路の状況、土地利用状況等）を把握した。</p> <p>2 予測の手法</p> <p>環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、音の伝搬理論式に基づく計算により予測した。</p> <p>3 評価の手法</p> <p>自動車騒音に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。</p>	

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 ----- 構造物の存在（施設の稼働）
	環境要素の区分	大気環境 騒音 騒音
調査の手法	<p>1 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査による方法とした。</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>4 調査地点 調査地域のうち騒音に係る環境影響を把握できる1地点とした。</p> <p>5 調査期間等 ア 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。 イ 地表面の状況 地表面の状況を把握できる期間及び時期とした。</p>	
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による方法とした。</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>3 予測地点 施設敷地境界とした。</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働による環境影響が最大と想定される時期とした。</p>	
評価の手法	<p>施設の稼働による騒音に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「名古屋市環境保全条例施行細則 別表9」（平成15年名古屋市規則第117号）に定める特定工場等の騒音に係る規制基準と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>	
手法の選定 理由	<p>1 調査の方法 騒音の状況については、既存資料から現況騒音レベルが入手できないため、現地調査を実施した。</p> <p>2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、音の伝搬理論式に基づく計算により予測した。</p> <p>3 評価の手法 施設の稼働による騒音に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。</p>	

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用	
	環境要素の区分	交通の集中	
		大気環境	騒音
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> ア 騒音の状況 イ 沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（道路交通騒音、交通量）による方法とした。 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 <ol style="list-style-type: none"> ア 騒音の状況 供用時に施設関連車両の運行が想定される道路に最も近接した学校、病院、住居等の近傍の5地点とした。 イ 沿道の状況 供用時に施設関連車両の運行が想定される道路の代表的区間とした。 5 調査期間等 <ol style="list-style-type: none"> ア 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。 イ 沿道の状況 沿道の状況を把握できる期間及び時期とした。 		
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会のASJ RTN-Model 2003）による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち供用時に施設関連車両の運行が想定される道路において学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 供用時に施設関連車両の運行が想定される道路に面する学校、病院、住居等に近接する道路敷地境界とした。 4 予測対象時期等 各予測地点について、供用時に運行する施設関連車両台数が最大となる時期とした。 		
評価の手法	<p>供用時における施設関連車両の運行による騒音に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>		
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の方法 騒音の状況については、既存資料から現況騒音レベル及び交通量等の情報が入手できないため、現地調査を実施した。 沿道の状況については、既存資料及び現地調査により沿道の情報（地表面種別、道路の状況、土地利用状況等）を把握した。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、音の伝搬理論式に基づく計算により予測した。 3 評価の手法 自動車騒音に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。 		

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
	環境要素の区分	建設機械の稼働		
		大気環境	振動	振動
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 地盤の状況（地盤の種別） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（振動の状況）による方法とした。 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域のうち振動に係る環境影響を把握でき、かつ住居等が存在する2地点とした。 5 調査期間等 振動が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。 			
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 振動の発生及び伝搬に係る既存データにより、振動の伝搬理論式を用いて振動レベルを予測した。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 学校、病院、住居等に近接する工事区域境界とした。 4 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大と想定される時期とした。 			
評価の手法	<p>建設機械の稼働による振動に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）による特定建設作業の規制に関する基準及び「名古屋市環境保全条例施行細則 別表14」（平成15年名古屋市規則第117号）に定める基準と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の方法 地盤の状況については、既存資料により地盤の情報（地盤の種別：未固結地盤または固結地盤）が得られることから、現地調査は実施しなかった。 振動の状況については、既存資料から現況振動レベルに関する情報が入手できないため、現地調査を実施して地域特性を把握した。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、振動の伝搬理論式に基づく計算による予測とした。 3 評価の手法 建設機械の稼働による振動に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。 			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	環境要素の区分	大気環境	振動	振動
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> ア 振動の状況 イ 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（道路交通振動、地盤卓越振動数）による方法とした。 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ア 振動の状況 工事用車両の運行が想定される道路に最も近接した学校、病院、住居等の近傍の5地点とした。 イ 地盤の状況 工事用車両の運行が想定される道路の代表的区間とした。 5 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ア 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。 イ 地盤の状況 地盤の状況を把握できる期間及び時期とした。 			
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 振動の伝搬理論に基づく予測式（日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003）による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち工事用車両の運行が想定される道路において学校、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 工事用車両の運行が想定される道路に面する学校、病院、住居等に近接する道路敷地境界とした。 4 予測対象時期等 各予測地点について運行する工事用車両台数が最大となる時期とした。 			
評価の手法	<p>工事用車両の運行による振動に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく道路交通振動の限度と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の方法 既存資料から現況振動レベル等の情報が入手できないため、現地調査を実施した。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、振動の伝搬理論式に基づく計算による予測とした。 3 評価の手法 道路交通振動に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。 			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 ----- 構造物の存在（施設の稼働）
	環境要素の区分	大気環境 振動 振動
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 地盤の状況（地盤の種別） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（振動の状況）による方法とした。 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域のうち振動に係る環境影響を把握できる1地点とした。 5 調査期間等 振動が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。 	
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 振動の発生及び伝搬に係る既存データにより、振動の伝搬理論式を用いて振動レベルを予測する方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 施設敷地境界とした。 4 予測対象時期等 施設の稼働による環境影響が最大と想定される時期とした。 	
評価の手法	<p>施設の稼働による振動に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「名古屋市環境保全条例施行細則 別表10」（平成15年名古屋市規則第117号）に定める特定工場等の振動に係る規制基準と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>	
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の方法 振動の状況については、既存資料から現況振動レベルが入手できないため、現地調査を実施した。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、振動の伝搬理論式に基づく計算による予測とした。 3 評価の手法 施設の稼働による振動に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。 	

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用		
		交通の集中		
	環境要素の区分	大気環境	振動	振動
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 振動の状況</p> <p>イ 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査（道路交通振動、地盤卓越振動数）による方法とした。</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>ア 振動の状況</p> <p>供用時に施設関連車両の運行が想定される道路に最も近接した学校、病院、住居等の近傍の5地点とした。</p> <p>イ 地盤の状況</p> <p>供用時に施設関連車両の運行が想定される道路の代表的区間とした。</p> <p>5 調査期間等</p> <p>ア 振動の状況</p> <p>振動が1年間を通じて平均的な状況となる1日とした。</p> <p>イ 地盤の状況</p> <p>地盤の状況を把握できる期間及び時期とした。</p>			
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動の伝搬理論に基づく予測式（日本騒音制御工学会の INCE/J RTV-Model 2003）による方法とした。</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち供用時に施設関連車両の運行が想定される道路において学校、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。</p> <p>3 予測地点</p> <p>供用時に施設関連車両の運行が想定される道路に面する学校、病院、住居等に近接する道路敷地境界とした。</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>各予測地点について、供用時に運行する施設関連車両台数が最大となる時期とした。</p>			
評価の手法	<p>供用時における施設関連車両の運行による振動に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に基づく道路交通振動の限度と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			
手法の選定理由	<p>1 調査の方法</p> <p>既存資料から現況振動レベル等の情報が入手できないため、現地調査を実施した。</p> <p>2 予測の手法</p> <p>環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、振動の伝搬理論式に基づく計算による予測とした。</p> <p>3 評価の手法</p> <p>道路交通振動に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。</p>			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 ----- 構造物の存在（施設の稼働）
	環境要素の区分	大気環境 悪臭 悪臭
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 気象の状況 悪臭の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査並びに類似事例調査による方法とした。 3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 4 調査地点 調査地域のうち悪臭に係る環境影響を把握できる1地点とした。 5 調査期間等 悪臭の状況が把握できる1日とした。 	
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 類似事例の引用又は解析による方法とした。 2 予測地域 調査地域のうち学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 施設敷地境界とした。 4 予測対象時期等 施設の稼働による環境影響が最大と想定される時期とした。 	
評価の手法	<p>施設の稼働による悪臭に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づく「悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」（平成7年愛知県告示第245号）に定める規制基準及び「名古屋市環境保全条例」（平成15年条例第15号）に基づく「悪臭対策指導指針」（平成15年名古屋市告示第412号）に定める臭気指数の指導基準値と、予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>	
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の方法 悪臭の状況については、既存資料から臭気指数が入手できないため、現地調査並びに類似事例調査を実施した。 2 予測の手法 施設整備の計画段階であり、悪臭の発生源及び発生源の位置が明確となっていないため、類似事例の引用又は解析による予測とした。 3 評価の手法 施設の稼働による悪臭に関して、整合を図るべき基準等が制定されていることから、回避・低減に係る評価に加えて、基準等との整合に係る評価を行った。 	

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施		
		雨水の排水		
	環境要素の区分	水環境	水質	水の濁り
調査の手法	<p>1 調査すべき情報 ア 水象、水質（浮遊物質量）の状況 イ 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集、整理・解析及び現地調査による方法とした。</p> <p>3 調査地域 工事中の雨水の排水により水質の影響が想定される事業実施区域周辺の公共用水域とした。</p> <p>4 調査地点 調査地域のうち水質に係る環境影響を把握できる代表的な地点として、事業実施区域周辺の水路の4地点とした。</p> <p>5 調査期間等 調査時期は、春季、夏季、秋季、冬季の4季及び降雨時2回の合計6回とした。</p>			
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質量を計算する手法とした。</p> <p>2 予測地域 事業実施区域周辺の公共用水域で、工事中の雨水の排水により水質の影響が想定される水域とした。</p> <p>3 予測地点 事業実施区域から雨水を公共用水域へ排水する地点とした。</p> <p>4 予測対象時期等 造成裸地面積が最大と想定される時期とした。</p>			
評価の手法	<p>雨水の排水による水の濁りに係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにした。</p> <p>また、名古屋市では名古屋市環境保全条例により建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安を定めており、排水の浮遊物質量の目安と予測結果との間に整合が図られているかどうかについて見解を明らかにした。</p>			
手法の選定理由	<p>1 調査の方法 事業実施区域周辺に同規模の工事区域が存在しないため、現地調査を実施した。</p> <p>2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、事業実施区域からの濁水の発生量、浮遊物質量の計算による予測とした。</p> <p>3 評価の手法 降雨時の水の濁りに関して、名古屋市では名古屋市環境保全条例により建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安を定めていることから、回避・低減に係る評価に加えて、目安との整合に係る評価を行った。</p>			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 敷地の存在（土地の改変）		
	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境	地盤	地盤沈下
調査の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 地盤の状況（土質） 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。 3 調査地域 造成工事（盛土工事）に伴い発生する地盤沈下の影響が想定される地域とした。 4 調査地点 調査地域における地盤沈下に係る環境影響を把握できる代表的な地点として、事業実施区域内の1地点とした。 5 調査期間等 調査地域における地盤沈下に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。 なお、現地調査は平成14年3月4日～7日に行った。 			
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 圧密沈下理論式による方法とした。 2 予測地域 造成工事（盛土工事）に伴い発生する地盤沈下に係る環境影響の及ぶ範囲において、学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とした。 3 予測地点 学校、病院、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地点とした。 4 予測対象時期等 造成工事（盛土工事）終了後とした。 			
評価の手法	土地の改変による地盤沈下に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにした。			
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査の手法 地盤の情報を得るため、現地調査を実施した。 2 予測の手法 環境状況の変化を定量的に把握しやすいことから、理論に基づく計算による予測とした。 3 評価の手法 土地の改変による地盤沈下に係る環境影響に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。 			

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用 雨水の排水、敷地の存在（土地の改変）																												
	環境要素の区分	動物	重要な種及び注目すべき生息地																											
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>イ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ウ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。</p> <p>3 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺の区域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とした。</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。</p> <table border="1" data-bbox="379 936 1390 1536"> <thead> <tr> <th>調査対象種</th> <th>調査期間等</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>春季、夏季、秋季、冬季</td> <td>フィールドサイン法、任意観察、トラップによる捕獲</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>春季、夏季、秋季、冬季</td> <td>任意観察、ラインセンサス法、定点観察法</td> </tr> <tr> <td>両生類・爬虫類</td> <td>春季、夏季、秋季</td> <td>任意観察、任意採取</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>春季、夏季、秋季</td> <td>任意観察、任意採取、トラップ・タモ網等による捕獲</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>春季、夏季、秋季</td> <td>任意採取、コドラート法</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>春季、夏季、秋季</td> <td>任意観察、任意採取、ライトトラップ・ベイトトラップによる捕獲</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>春季、夏季、秋季</td> <td>任意観察、任意採取</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>春季、夏季、秋季</td> <td>任意観察、任意採取</td> </tr> </tbody> </table>			調査対象種	調査期間等	調査手法	哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季	フィールドサイン法、任意観察、トラップによる捕獲	鳥類	春季、夏季、秋季、冬季	任意観察、ラインセンサス法、定点観察法	両生類・爬虫類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取	魚類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取、トラップ・タモ網等による捕獲	底生動物	春季、夏季、秋季	任意採取、コドラート法	昆虫類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取、ライトトラップ・ベイトトラップによる捕獲	クモ類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取	陸産貝類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取
調査対象種	調査期間等	調査手法																												
哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季	フィールドサイン法、任意観察、トラップによる捕獲																												
鳥類	春季、夏季、秋季、冬季	任意観察、ラインセンサス法、定点観察法																												
両生類・爬虫類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取																												
魚類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取、トラップ・タモ網等による捕獲																												
底生動物	春季、夏季、秋季	任意採取、コドラート法																												
昆虫類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取、ライトトラップ・ベイトトラップによる捕獲																												
クモ類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取																												
陸産貝類	春季、夏季、秋季	任意観察、任意採取																												
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析を行った。</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期とした。</p>																													

(続き)

評価の手法	雨水の排水、土地の改変による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにした。
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none">1 調査の手法 現地調査により把握することを想定している既存資料が存在しないため、現地調査を実施した。2 予測の手法 重要な種等への影響を的確に把握できることから、類似事例及び科学的知見を参考に影響を予測する手法とした。3 評価の手法 雨水の排水、土地の改変による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用 雨水の排水、敷地の存在（土地の改変）	
	環境要素の区分	植物	重要な種及び群落
調査の手法	1 調査すべき情報 ア 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 イ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。 3 調査地域 事業実施区域及びその周辺の区域とした。 4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とした。 5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。 現地調査の調査期間は、冬季を除く、早春、春季、夏季、秋季とした。		
予測の手法	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析を行った。 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。 3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とした。		
評価の手法	雨水の排水、土地の改変による植物の重要な種及び群落に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにした。		
手法の選定理由	1 調査の手法 現地調査により把握することを想定している既存資料が存在しないため、現地調査を実施した。 2 予測の手法 重要な種等への影響を的確に把握できることから、類似事例及び科学的知見を参考に影響を予測する手法とした。 3 評価の手法 雨水の排水、土地の改変による植物の重要な種及び群落に係る環境影響に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。		

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用 敷地の存在（土地の改変）
	環境要素の区分	生態系 地域を特徴づける生態系
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。</p> <p>現地調査の具体的手法は以下の通りとする。</p> <p>ア 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>「動物」、「植物」、「地形・地質」の調査で得られた情報を活用し、地域の基盤環境と生物群集の関係を把握した。</p> <p>イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>上位性の注目種等として抽出したサギ類及びシギ・チドリ類について、年間を通じた定点観察を行い、分布及び生息状況、繁殖状況、その他の動植物との関係、生息環境の状況について把握した。</p> <p>典型性の注目種等として抽出したダルマガエル、メダカについては分布及び生息状況、生息環境の状況について把握した。</p> <p>3 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺の区域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とした。</p> <p>サギ類及びシギ・チドリ類の定点調査地点は、水田環境を広く見渡せる地点とした。</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とした。</p> <p>現地調査の調査期間は、サギ類及びシギ・チドリ類については鳥類の季節変化を把握するため1年間（月1回）とした。調査時間帯は、鳥類の採餌、ねぐら等の行動内容を把握するため早朝、昼間、夕刻に分けて行った。</p> <p>ダルマガエル、メダカの調査時期は6月（春季）と10月（秋季）の2回とした。</p>	
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析を行った。</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期とした。</p>	

(続き)

評価の手法	土地の改変による地域を特徴づける生態系に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにした。
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none">1 調査の手法 現地調査により把握することを想定している既存資料が存在しないため、現地調査を実施した。2 予測の手法 注目種等の影響を的確に把握できることから、類似事例及び科学的知見を参考に影響を予測する手法とした。3 評価の手法 土地の改変による地域を特徴づける生態系に係る環境影響に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	
	環境要素の区分	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 主要な眺望点の状況</p> <p>イ 景観資源の状況</p> <p>ウ 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。現地調査は、主要な眺望点からの眺望景観の状況について写真撮影を行った。</p> <p>3 調査地域</p> <p>主要な眺望点、景観資源の分布状況、主要な眺望景観の変化が想定される地域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>調査地域における景観に係る環境影響を把握できる地点として、事業実施区域及びその周辺の4地点とした。</p> <p>5 調査期間等</p> <p>調査地域における景観に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。</p> <p>現地調査の調査期間は、春季、秋季の2季とした。</p>		
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源については改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法とする。主要な眺望景観についてはフォトモンタージュ法による方法とした。</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の分布状況並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とした。</p>		
評価の手法	<p>土地の改変、構造物の存在による景観に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにした。</p>		
手法の選定理由	<p>1 調査の手法</p> <p>現地調査により把握することを想定している既存資料が存在しないため、現地調査を実施した。</p> <p>2 予測の手法</p> <p>環境影響の変化の程度が把握しやすいことから、視覚的な表現方法による方法とした。</p> <p>3 評価の手法</p> <p>土地の改変、構造物の存在による景観に係る環境影響に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。</p>		

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	土地又は工作物の存在及び供用 敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在
	環境要素の区分	人と自然との触れ 合いの活動の場 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
調査の手法	<p>1 調査すべき情報</p> <p>ア 人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理・解析を行った。</p> <p>3 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその周辺の区域とした。</p> <p>4 調査地点</p> <p>調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を把握できる地点とした。</p> <p>5 調査期間等</p> <p>調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る情報を、適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とした。</p>	
予測の手法	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法とした。</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とした。</p>	
評価の手法	<p>土地の改変、構造物の存在による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにした。</p>	
手法の選定 理由	<p>1 調査の手法</p> <p>現地調査により把握することを想定している既存資料が存在しないため、現地調査を実施した。</p> <p>2 予測の手法</p> <p>環境影響の変化の程度が把握しやすいことから、事例の引用又は解析による方法とした。</p> <p>3 評価の手法</p> <p>土地の改変、構造物の存在による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。</p>	

環境影響評価 の項目	影響要因の区分	工事の実施
		造成工事
	環境要素の区分	廃棄物等 建設工事に伴う副産物
調査の手法	建設工事に伴う副産物の情報は、事業特性の把握により得られることから、調査は実施しなかった。	
予測の手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生の状況の把握を行った。 2 予測地域 事業実施区域とした。 3 予測対象時期等 工事期間とした。 	
評価の手法	建設工事に伴う副産物による環境負荷が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにした。	
手法の選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の手法 環境影響の変化の程度が把握しやすいことから、事業特性及び地域特性の情報から建設工事に伴う副産物の種類とその発生量を把握する方法とした。 2 評価の手法 建設工事に伴う副産物の発生や再利用等に関して、整合を図るべき基準等が制定されていないことから、回避・低減に係る評価を行った。 	